

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

通院に係る医療費の助成対象児童を満 12 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までにある者に拡大するため、改正するものであります。

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

秦野市小児等医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「満10歳に達する日」を「満12歳に達する日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（医療証交付の申請の省略）

- 2 施行日前において、この条例による改正前の秦野市小児等医療費の助成に関する条例により医療証交付の申請をした者で、その申請に係る幼児等を現に養育しているものについて、この条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例の規定を適用する場合には、医療証交付の申請を省略する。

（適用区分）

- 3 この条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。